

## 秋田県条件付き一般競争入札公告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

令和7年6月27日

秋田県知事 鈴木 健太

### 1 入札の方法

入札手続き等は全て紙入札方式による。

### 2 入札概要

- |                    |                              |
|--------------------|------------------------------|
| (1) 委託番号           | R I 2 4 0 2 D 0 0 1          |
| (2) 業務名            | 令和7年度 保安林標識設置業務委託            |
| (3) 予定工期           | 契約締結日から令和7年11月28日（金）まで       |
| (4) 業務概要           | 保安林標識の設置<br>設置した標識の写真と位置図の作成 |
| (5) 低入札価格調査制度適用の有無 | 無                            |
| (6) 最低制限価格制度適用の有無  | 無                            |

### 3 契約候補者選定までのスケジュール

- |                                     |                                  |
|-------------------------------------|----------------------------------|
| (1) 設計図書の閲覧期間                       | 令和7年 6月27日（金）～<br>7月13日（日）午後4時まで |
| (2) 設計図書等に関する質問期限                   | 令和7年 7月 4日（金）午後4時まで              |
| (3) 上記質問に対する回答期限                    | 令和7年 7月 7日（月）午後1時まで              |
| (4) 入札参加資格確認申請書の提出期間                | 令和7年 6月27日（金）～<br>7月 7日（月）午後4時まで |
| (5) 入札参加資格確認結果通知期限                  | 令和7年 7月11日（金）                    |
| (6) 入札及び開札<br>(秋田県本庁舎地下1階 財産活用課入札室) | 令和7年 7月14日（月）午前9時15分             |
| (7) 入札審査                            | 令和7年 7月15日（火）                    |
| (8) 落札決定通知日（予定）                     | 令和7年 7月15日（火）                    |

### 4 入札参加資格

入札に参加する資格を有する者は、次の全ての要件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加資格確認申請期限の日から落札決定の日までの間において、秋田県からの受注業務に関し、指名停止又は参加資格停止を受けていないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 秋田県に納付（納入）すべき県税に滞納がない者であること、及び社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がない者（適用除外事業所を除く。）であること。
- (5) 秋田県内に本社又は営業所を有していること。
- (6) 秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第6条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。
- (7) 入札公告日から起算して過去10年間において、国又は地方公共団体との間に、森林内で実施した同種又は類似の標識設置業務を契約締結し、これを履行した実績を有していること。

## 5 入札参加資格確認申請等

入札に参加しようとする者は、次により入札参加資格確認申請書等の書類を提出しなければならない。

### (1) 入札参加申請に必要な資料等の配布

本公告と同時に秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に公告日より公表し配付するものとする。

### (2) 提出書類等

- ① 競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- ② 同種又は類似業務の実績（様式第2号）及びその添付書類
- ③ 役員等調書（様式第3号）及び記載内容確認書類（法人の場合、登記事項証明書。個人の場合、身分証明書又は健康保険証の写しなど）
- ④ 登記事項証明書の写し又は秋田県内に本社若しくは営業所があることを証明する書類の写し。

### (3) 提出期間

公告の日から令和7年7月7日（月）まで。ただし、秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除く。

### (4) 提出時間

午前9時から午後4時まで

### (5) 提出場所

〒010-8570 秋田県秋田市山王四丁目1-1

秋田県 農林水産部 森林環境保全課 森林管理チーム（電話番号 018-860-1942）

### (6) 提出部数

1部

### (7) 入札参加資格の確認

入札参加資格の確認結果については、令和7年7月11日（金）までに通知する。

### (8) 入札参加の辞退

入札参加資格確認申請書等を提出した者は、当該申請書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を失効したとき、又は、入札参加を辞退するときは、開札前までに入札辞退届（様式第4号）を提出しなければならない。

### (9) 設計図書等の閲覧

本業務に係る契約書案、仕様書、金額を記載しない内訳書（以下「設計図書等」という。）については、公告の日から令和7年7月13日（日）までの期間、秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に公表し配付する。

### (10) 設計図書等に対する質問及び回答

- ① 設計図書等に対する質問は、令和7年7月4日（金）午後4時までに森林環境保全課長に書面により行わなければならない。
- ② 上記質問に対する回答は、令和7年7月7日（月）午後1時までに秋田県公式WEBサイト「美の国あきたネット」に掲載する。

## 6 入札保証金

(1) 入札者は、入札者の見積もった契約希望金額（入札書に記載した金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額）の100分の5以上の金額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって入札保証金に代えることができる。

- ① 銀行振出小切手
- ② 銀行保証小切手
- ③ 国債
- ④ 秋田県債
- ⑤ 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書
- ⑥ 郵便貯金銀行の発行する為替証書

入札保証金は、入札開始の前までに入札執行職員が徴収し、入札終了後直ちに還付する。ただし、落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

(2) 入札者は、入札保証金免除申請書（様式第5号）に次の①または②の書類を添付のうえ、令和7年7月7日（月）午後4時までに上記5（5）に記載された場所に提出し、入札保証金の免除を申し出ることができる。この場合において免除が認められたときは、その入札保証金の納付を要しない。

- ① 秋田県を被保険者とする入札保証保険契約書
- ② 過去2年度の間、国又は地方公共団体と締結した種類及び規模をほぼ同じくする2件以上の契約書の写し及びその履行を確認できる書類の写し

なお、審査のための説明を求めた場合は、資料提出者の負担において完全な説明をしなければならない。

## 7 契約保証金

(1) 落札者は、契約締結にあたり契約金額の100分の10以上の金額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のいずれかの担保の提供をもって契約保証金に代えることができる。

- ① 銀行振出小切手
- ② 銀行保証小切手
- ③ 国債
- ④ 秋田県債
- ⑤ 郵便貯金銀行の発行する振替払出証書
- ⑥ 郵便貯金銀行の発行する為替証書
- ⑦ 銀行、金融機関または保証事業会社の保証

(2) 落札者は、契約締結までに契約保証金免除申請書（様式第6号）とともに、上記6（2）の書類審査の結果、入札保証金を免除することが適当と認められた者は、その契約保証金の納付を要しない。

## 8 入札書等の提出等

### (1) 提出方法及び入札書の様式

5 (7) により入札参加資格の確認を受けた者は、次の(2)で定める入札予定日時までに入札書を持参し提出するとともに、開札に立ち会わなければならない。

なお、入札の書式は、様式第7号に定めるものとする。

### (2) 入札及び開札の日時及び場所

令和7年7月14日(月)午前9時15分

秋田県庁本庁舎地下1階 財産活用課入札室

### (3) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

### (4) 開札の方法等

① 開札は、原則として入札者またはその代理人が出席のもを行うものとする。

なお、代理人が入札を行う場合は委任状を要する。

② 入札者又はその代理人が開札場所に入場しようとするときは、入札執行職員に身分証明書等を提示しなければならない。

③ 開札に立ち会う場所に持参するもの

- ・ 開札に立ち会う者の身分証明書(運転免許証等)
- ・ 再度の入札に使用する印鑑
- ・ 委任状(様式第8号)(代表者から入札等に関する委任を受けた者に限る。)

### (5) その他

入札参加者が1者であった場合であっても、入札を有効なものとして執行するものとする。

入札執行回数は、2回までとする。

## 9 落札者の決定方法

(1) 予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち、入札価格が最も低い者を落札候補者とする。

この場合において、入札価格が最も低い者が2者以上であるときは、くじの方法により順位を決定し、最上位者を落札候補者とする。

(2) 契約担当者は、落札候補者の決定後、当該落札候補者の入札参加資格についてあらかじめ提出された確認申請書等により確認を行い、課入札審査会の審議を経て入札参加資格の有無を決定する。

(3) 前項において落札候補者が入札参加資格を有することと決定されたときは、契約担当者は、次のいずれかに該当する場合を除き、当該落札候補者を落札者として決定する。

① 落札候補者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。

② 落札候補者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。

(4) (2)において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定された場合であって次の(5)に定める手続きを経て当該決定が確定したとき又は(3)のいずれかに該当するとき

は、契約担当者は、予定価格の制限の範囲内で入札した者のうち入札価格が当該落札候補者の次に低い者（該当する者が2者以上である場合は、（1）の方法により決定された最上位者とする。ただし、当該落札候補者がくじにより決定された者である場合は当該くじの次順位者とする。）を落札候補者とし、（2）の確認等を行うものとする。

- （5）落札者が決定するまで、前（3）の手続きを順次繰り返すものとする。
- （6）契約担当者は、（2）において落札候補者が入札参加資格を有しないことと決定したときは、当該落札候補者に対し、資格なしと決定された理由を明らかにした資格確認結果通知書を速やかに通知する。
- （7）（6）の通知を受けた者は、当該通知の日の翌日から起算して2日（休日を含まない。）以内に、契約担当者に対して書面により資格なしと決定された理由についての説明を請求することができる。
- （8）落札者となった者は、秋田県税に滞納がないことを証する書面及び社会保険料に滞納がないことの確認を受けた書面を速やかに提出しなければならない。

## 10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- （1）入札参加資格がないことが確認された者が行った入札
- （2）開札日から落札決定の日までの間において、入札参加資格要件を満たさないこととなったことが確認された者の行った入札
- （3）同一の入札について2以上の入札を行った者の入札
- （4）同一の入札について2人以上の入札者の代理人となった者の入札
- （5）談合その他不正の行為によって行われたと認められる入札
- （6）入札書の記載事項が脱落し、若しくは不明瞭で判読できない入札又は首標金額を訂正した入札
- （7）委任状を持参しない代理人の行った入札
- （8）記名押印を欠く入札
- （9）入札書を提出した者のうち開札に立ち会わなかった者の行った入札
- （10）入札保証金を納付しない者（免除された者を除く）又はその金額に不足のある者のした入札
- （11）上記に定めるもののほか、指示した条件に違反すると認められる入札

## 11 その他

- （1）入札に関する説明会及び現場説明会は実施しない。
- （2）入札参加資格に関するヒアリングは実施しない。ただし、必要と認めた場合には説明を求めることがある。
- （3）委託期間は、事情により変更することがある。
- （4）入札参加者は、入札公告及び設計図書等を熟知し、入札にあたっての留意事項を遵守しなければならない。
- （5）落札決定通知日は事情により変更することがある。
- （6）落札決定から契約締結までの間において、落札者が入札参加資格における要件のいずれかを満たさないこととなったときは、契約担当者は、当該落札者と契約を締結しないことができるものとする。

- (7) 入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 提出された入札参加資格確認申請書等は、返却しない。なお、入札参加資格確認申請書等を公表し、又は無断で使用することはしない。
- (9) 本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、秋田県財務規則等の定めるところによる。

## 1 2 提出及び問い合わせ先

秋田県秋田市山王四丁目 1 - 1

秋田県農林水産部森林環境保全課 森林管理チーム

TEL 018-860-1942 FAX 018-860-3899

E-mail forest@pref.akita.lg.jp